

平成25年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成25年6月27日（木）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時05分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

委員 中村 立子

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 山田

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 鈴木

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 五十嵐

指導課担当課長 山田

健康教育課担当課長 田宮

教職員課担当課長 今

総務部担当課長 田中

生涯学習推進課長 池谷

指導課担当課長 上杉

総務部担当課長 阿部

教職員課担当課長 寺戸

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 中本 賢

委員 高橋 陽子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、吉崎委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は議事の都合により、報告事項と議事事項の順番を一部入れ替えて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

3月、4月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 4名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同

様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

議案第 2 2 号及び**報告事項 No. 6**は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

議案第 2 3 号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項 No. 7は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 1 5 条」により、中本委員と高橋委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第 2 号（同封したプリントを小学校・中学校・高校を通じて子どもを持つすべての家庭に配布することを求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第 2 号読上げー

本日の教育委員会におきましては、この請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者が意見陳述を希望する場合、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御協議いただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第 2 号の取扱いにつきましては、今後審議していくことということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、希望する場合には、これを認めるということによいでしょうか。

【中村委員】

この請願は、このプリントを配布してほしいということですね。だから、意見陳述をしていただかなくてもいいんじゃないですかね。

【峪委員長】

ただ今、意見陳述の必要性はないという御意見が出ましたが、他の委員の方はどうでしょうか。

【中本委員】

内容は十分わかりますので、陳述をわざわざしていただかなくてもいいと思います。

【峪委員長】

それでは、陳述は認めないということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、陳述は認めないことといたします。先ほど、今後審議するということとしましたが、陳述の必要性もなく、また、請願内容についても理解できますので、議事日程のとおり、このまま審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

8 請願審議

【峪委員長】

それでは、審議にあたりまして、事務局から説明をお願いいたします。

【指導課担当課長】

それでは、先ほど書記のほうから読上げられましたけれども、再度、請願の内容を要約いたしますと、経済的理由等により、大学や専門学校などに進学できない子どものために、学費が免除される大学があることや入試がない大学通信制教育があること、また、中学生以下の子どもの対しては、定時制高校や高等専門学校などのことについて紹介しており、このプリントを教育委員会から、学校を通じて子どもを持つすべての家庭に配布していただきたい、そうすることによって、貧困の連鎖を断ち切ることができるはず、という請願でございます。この請願第2号についての考え方につきましては、まず、この内容は、請願者個人が知り得た情報をもとに、特定の学校名が記載されていたり、また、特定の大学の通信教育を受ければ2年間で会社を経営できるようになることや一年間アルバイトに専

念して学費を稼ぐこと、コンピュータ関係の入門書の購入など、私見が多く述べられており、その内容についても、正しいかどうか確認できないものもございます。また、そもそも、生徒の進路指導に際しましては、本人や保護者の意向を聞きながら、各学校で教師が適切にアドバイスしながら行っているところであり、そのアドバイスの中には、このプリントに記載されているような内容も必要に応じて、個別にお知らせしているものと存じますので、そのような意味でも、請願者の意に沿うことは御無理なものと考えているところでございます。以上です。

【峪委員長】

では皆さん、御質問とか御意見ございますでしょうか。事務局からの説明のとおりでよろしいでしょうかね。それでは、他になければ、請願第2号の審議の結果を出したいと思えます。事務局の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは、請願第2号は不採択といたします。

【中本委員】

一つ質問があるんですけど、委員会あてに陳情とか請願というのがたくさん来ますね。もちろんこれ、市民の意見なんで、大切に扱わなきゃいけないものなんですけど、さまざま色々内容がある中で、教育委員会の会議ですべてを審議しなきゃいけないのかどうか。大変な数がありますし、その辺の基準はいかなものなのかなと感じるんですけど、どうでしょうか。

【庶務課担当課長】

本市の教育委員会会議規則におきまして、請願書等を受理したときは会議に付し、審議を行い、その結果を通知することに現状ではなっておりますので、基本的にはすべて報告し、すべて審議を行い、通知をするという形になってございます。

【中本委員】

先日、東京都でしたか、そういう市民の陳情や請願が3年間の中で6割、委員会のほうに報告されてなかったというのが、新聞で大々的に報じられてますが、他都市はこういった陳情、要請を受けて、どういう対応をなさっているのか、ちょっと知っていたら教えていただきたいんですが。

【庶務課担当課長】

横浜市しか、ちょっと調べてございませんですけども、横浜市におきましては、教育委員会会議に付議する案件に関する請願陳情を受理した場合には、川崎市と同じく、会議に付し、審議を行い、議決しなければならないとされておりますけども、教育委員会が指定した請願や陳情に関しましては、教育長に専決させることができると、そういう規定が入っております。

【高橋委員】

そういうことも参考に、教育委員会会議への報告というのは、本当に必要だと思うんですけども、横浜市のように、教育長の専決事項ということも考えていってもいいのかなって、今聞いてて思います。たくさん、過去にもこれからも請願、陳情という形が出てくるとは思いますけれども、その中には、要望という形の色が濃いものもあるかと思っておりますので、すべて審議する必要はないのかなと思います。

【峪委員長】

請願それから陳情について御意見が出されましたが、他の委員さん方はどうですか。これまで、請願・陳情の取扱いについて、見直したほうがいいのではないかという意見が出されたように思いますが、事務局はいかがでしょう。

【庶務課担当課長】

今、委員の方々からお話ございましたけれども、請願・陳情につきましては、昨今、単なる要望的なものとか、請願陳情事項が複雑化し、願意の見極めが困難なもの、中身的に何を言ってるのかよくわからないというようなものとか、果たして教育委員会の職務権限として審議すべき内容のものであるかどうか等、その取扱いや判断が決め難い、そういった案件も昨今出されてきておりますので、事務局といたしましても、今後、本市の教育委員会会議規則などの見直しを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【中本委員】

これも市民の方が、教育委員会に意見として出す一つのツールなんで、広くたくさんいただけるためにも、今後どうやって委員会の中で扱っていくのか、素敵な形を是非考えていただきたいと思っております。

【中村委員】

今の中本委員と、基本は同じなんですけど、どこの組織でもそうですけど、権限をある

程度どこで判断すればいいかというものを、やっぱりきっちりと持ちながら、そういうところもやっていかないと。委員会の中でじっくり審議したほうがいいこととか、そういうものに時間を割いたほうがいいと思います。挙がってきたものを処理したから終わりというんじゃないくて、そういうものはこういうのがありましたという報告をいただければいいかなと思います。

【峪委員長】

では、よろしくをお願いします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 陳情第1号（中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての陳情を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー陳情第1号読上げー

本日の教育委員会では、この陳情の取扱いにつきまして御協議いただきたいと存じます。

なお、陳情者のほうから意見陳述を希望する旨の申し出がございますので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御協議いただきたいと存じます。

以上でございます。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました陳情第1号の取扱いにつきましては、今後審議していくことということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述につきまして、これを認めて、その時間については10分程度ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 3 学校における食育推進について

【峪委員長】

健康教育課担当課長お願いいたします。

【健康教育課担当課長】

それでは、私からは、学校における食育推進の取組の報告をさせていただきます。まず、お手元の資料、報告事項 No.3「学校における食育推進の取組」を御覧ください。はじめに、右側上の部分の学校給食実施状況の囲みを御覧ください。本市の状況でございますが、小学校 113 校と特別支援学校 3 校につきましては、校舎内に設置されている給食調理室で調理を行う完全給食を実施しております。給食実施回数は、年間 183 回、対象人員は、児童と教職員を併せて約 7 万 5 千人となっております。中学校 51 校につきましては、昭和 38 年 6 月から牛乳を提供するミルク給食を実施しております。昼食につきましては、家庭からのお弁当を持参することを基本としておりますが、持参できない生徒にはランチサービス事業を実施しております。高等学校定時制課程 5 校につきましては、業者による弁当方式で、希望する生徒に提供する選択制による完全給食を実施しています。そのような本市の状況を踏まえ、食育を考えていきたいと思っております。

それでは、左側の「食育とは」から御覧ください。食育とは、簡単に言ってしまえば、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得して、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると捉えております。その下の囲みの部分、食育に関わる国や県・市の動きでございますが、平成 17 年 7 月に国の食育基本法が定められ、平成 18 年 3 月には食育推進基本計画、平成 22 年 3 月には、第 2 次基本計画が出されています。それを受けまして神奈川県におきましても、「食みらい かながわプラン」として平成 20 年 3 月に神奈川県食育推進計画が出され、食育の 7 つの目標を設定しています。本市でも平成 20 年 3 月に「こころもあつたか！おいしいごはん」川崎市食育推進計画を策定し、食育推進の 3 つの視点と目標を設定しさらに、平成 22 年度まで、数値目標を設定い

たしました。内容は、四角の囲みの通りでございます。特に、1の朝食で元気な1日のスタートということで、朝食を食べない小学生の割合を、平成17年度の9.1%から、0%に近づけられるよう今後も取り組んでまいりたいと考えています。また、平成23年3月の第2期川崎市食育推進計画では、2つめの四角の囲みの通り、4つの推進目標を設定し、平成25年度までの計画期間としております。左側の1番下、国の新学習指導要領によりまして、総則に学校における食育の推進の明記と、各教科等にも食に関する指導内容の充実等が提示されました。また学校給食法の一部改正によりさらなる食育の推進が求められています。そのような動きの中、教育委員会といたしましても右側の囲みを御覧いただきたいのですが、平成21年10月に学校における食育推進検討会議を設置いたしまして、こちらに記載してあります検討内容、検討委員により協議を行ってまいりました。囲みの部分ですが、各小学校では、これまでも家庭科や体育科や総合的な学習の時間において食の指導を行ってまいりましたが、より体系的・計画的に取り組むため、作業部会におきまして検討を重ね、平成24年2月に「学校における食に関する指導プラン」の小学校版をとりまとめ小学校113校へ配布し、周知を図りました。また、平成24年8月に中学校の作業部会を設け、本年3月に中学校版の指導プランを作成し、中学校51校に配布いたしました。お手元の報告事項No.3の資料1が小学校版、資料2が中学校版となっておりますので、御覧いただきたいと思います。小学校版と中学校版は、基本的に同じような構成となっておりますことから、今回は、中学校版を中心にこの内容を御説明いたしますので、資料2の学校における食に関する指導プラン中学校を御覧ください。まず1ページから5ページまでは、先ほど御説明しました食育の位置付けや、教育関係者の役割と責務を記載しております。6ページから9ページまでは、学習状況調査における生活や学習についてのアンケートから、特に朝食に関わる部分を抜粋したものでございます。7ページのアの朝食摂取状況を見ますと、朝食を必ず食べると答えた割合は、少しずつですが増えていることがわかります。また、8ページは朝食の摂取と睡眠時間の関係を示しておりますが、睡眠時間が短いと、必ず朝食を食べると答えた割合は減っております。9ページの学校生活の楽しさとの関係では、朝食を必ず食べる子どもは学校生活も楽しいと答えております。10ページから11ページは、新体力テスト調査の生活実態アンケートの調査結果と分析を記載しております。12ページから14ページは、本市の小学校と中学校の各5校が平成24年度に神奈川県が行った食生活に関する調査に協力し、その結果を分析したものの抜粋です。13ページを御覧いただきたいのですが、この調査では朝食を食べない理由も尋ねています。上の囲みにあります通り、就寝時間や起床時間などの生活習慣との関係が考えられます。また、14ページでは、朝食内容についても尋ねています。15ページでは、これらの調査からうかがえる子どもたちの現状として、ここに記載してあります内容でまとめております。かつこ2の課題の部分ですが、特に、2番目の子どもたちの生活リズムの乱れや朝食の欠食は、気力や体力に及ぼす影響が大きいことから、子どもたちの規則正しい生活習慣や食習慣を身に付けさせることが必要であると考えております。16ページでは、今後に向けて学校運

営の中に食育推進組織を明確に示していくこと等を記載し、17 ページからは、学校において食育を推進するための具体的な取組みを示しております。特に、全体計画は、食に関する指導にあたっての基本的な計画であることから、全ての学校において計画を作成するよう働きかけていきたいと考えております。計画書のイメージとしまして 23 ページを御覧いただきまして、ここに食に関する指導の全体計画中学校の例を記載しております。また、24 ページから 25 ページにかけて食に関する指導の年間計画の例も記載しております。この計画を各学校で作成するためには、学校教育全体を通して、同じ視点・目標のもとに、体系的・計画的に行われることが大切であり、そのためには、学校内に食育を推進する体制を整備する必要があります。具体的な方策や資料につきましては、17 ページから 30 ページに記載しておりますので、各学校におきましては、これを参考としながら学校独自のプランを作成し、それに基づいた指導を行っていただきたいと思っております。続きまして、31 ページを御覧ください。7 栄養教諭の役割でございますが、中学校につきましては、学校給食がないということもあり、栄養教諭は配置されておられませんので、食育推進に向けての取組がまだまだ不十分の部分があるかと思えます。そこで、32 ページを御覧いただきたいのですが、平成 24 年度から小学校に配置されている栄養教諭が 5 名から 20 名に増えたことございまして、中学校における食育を推進するために、小学校の栄養教諭が中学校への支援も始めたところです。さらに、今年度は、全ての中学校への支援を目指して取り組んでいきたいと考えております。資料 2 の説明は以上です。

続きまして、資料 3 のカラー版「ぴったり my 弁当をつくろう（中学校編）」を御覧ください。この冊子は、表紙にありますように、中学生が自分の体格、生活スタイル（部活動など）を踏まえ、自分にあつたお弁当づくりにチャレンジする際、サポートできるように作成したものです。この冊子のデータは、ホームページに掲載しておりますので、学校や御家庭で御活用いただければと思います。資料 3 の説明は以上です。

それでは、A3 版の資料「学校における食育推進の取組」を再度御覧いただきたいと思えます。右上の学校給食実施状況の二つ目の黒丸の部分でございますが、先ほど説明いたしましたけれども、中学校 51 校につきましては、昭和 38 年 6 月から牛乳を提供するミルク給食を実施しています。昼食につきましては、家庭からのお弁当を持参することを基本としていますが、持参できない生徒にはランチサービス事業を実施しております。ただし、ランチサービスは給食ではないということもありまして、費用は全額保護者負担となっていることや、はるひ野中学校以外は喫食者も少ないことから、改善が求められております。このことに関連いたしまして、今月 14 日の市議会総務委員会におきまして、中学校完全給食の実施を求める請願・陳情の審査が行われました。当日の内容をかいつまんでお話ししますと、教育委員会事務局の説明といたしまして、本市の中学校の昼食は、家庭からのお弁当を基本としており、家庭からのお弁当は、思春期を迎える中学生にとって、家族とのコミュニケーションの契機となるほか、中学生の発達段階の特徴から、個人の嗜好や食事に違いがあること、また、自ら食べるものは自ら判断し、自らの力で選択していく力

を養うためにも適切であるという教育的効果も期待できるものと考えていること、その上で、お弁当を持参できないときにも生徒が安心して学校生活を送れるように、ランチサービス事業を実施していることなどを説明いたしました。それを受けまして、総務委員からは、自校方式、センター方式、デリバリー方式、親子方式で給食を実施した場合の費用について、多くの都市で給食を実施しているという全国的な流れのなか、子どもの健全な成長と豊かな食を保障する立場として給食が望ましいと思わないか、中学校給食の導入について、教育委員はどのような協議を行っているのか等の質問があり、教育委員会事務局としては、積算できる範囲でそれぞれに相当する概算経費をお答えいたしました。中学校の昼食は、家庭からのお弁当が基本であり、それを補完するかたちでランチサービス事業を実施しているので、ランチサービス事業のさらなる改善等と中学校の食育の推進に取り組んでいくこと、現段階では施策の方針を転換する状況にないことから、教育委員会会議において中学校給食の導入の議論に至っていないこと、今回の総務委員会での議論については、教育委員会会議の中で報告するので、その中で各教育委員の皆様の御意見を伺っていただくこと等をお答えいたしました。その結果、請願・陳情の取り扱いにつきましては、今後、教育委員会会議で協議し、その議論を見守るということで、継続審査となったものでございます。現在の学校給食の実施状況と併せまして、関連ということで総務委員会における請願・陳情の内容にも触れさせていただきました。私からの報告は、以上でございます。

【峪委員長】

御質問はございますか。

【教育長】

中身に入る前にですが、今、担当課長のほうから総務委員会における審査の結果についての話がありましたけれども、今お話がありましたように、この教育委員会会議の中で、中学校給食等について、もっと議論をすべきだというお話でございました。したがって、次回、7月の定例会等で改めてこの他の請願・陳情の報告も含めて、この審議の内容について詳しく御報告いたしまして、改めて委員の皆さんから御意見等これからいただきたいと思っております。また、委員の皆さんからも今後こういった資料等が必要だというふうなことも言うただければ、順次資料を整えながら議論をしていただければありがたいと思っておりますので、そのことにつきましては今後よろしく願いいたします。

【峪委員長】

今の教育長の御発言の通りでございまして、この問題は大変重要でありますので、時間もかかるでしょうし、何よりもそのための予備の知識といいますかね、資料等必要ですので、この後それぞれの委員さんから必要なものがありましたら申し出てください。

食育については、いかがですか。御質問はありますか。

【中村委員】

小学校はほとんどのところでやってらっしゃると思うんですが、中学校に関して、全国でどれぐらいの地域が導入されてるのかという話ってありましたっけ。

【健康教育課担当課長】

食育推進ですか。

【中村委員】

いえいえ、中学校給食。

【教育長】

今回は、本市の食育推進検討会議の中での議論についての御報告ですので、今、委員からお話がありましたような情報については、今後言っていただければ、先ほど申し上げたように、いろいろ資料整えてまいります。また詳しく御報告いたしますので、その折にこういうものをもっと用意して欲しいとか、言っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【高橋委員】

次の資料でいいんですけども、地域との連携のいい事例等教えていただきたいです。実は5月に新城小学校で枝豆の苗を植えるというセレモニーに参加させていただいて、3年生の授業の一環でやられてたんですけど、地域の農家の方と、いろいろな歴史とか色んなことを教わりながら、一緒にやれたんですね。本当にちゃんとセレモニーにもなっていて、7月にそろそろ出来上がると言ってました。そこは小学校でしたけれども、中学校とか栄養教諭が足りないとかいう課題もある中で、そういう事例というか、先ほど御説明の中に、このページを見て学校で工夫してという話があったかと思うんですけど、具体的ないい事例を何個か教えていただけると。もしあれば、資料でいいんですけど。

【健康教育課課長補佐】

教育委員会のほうで事例を出してくださいというようなことはないのですが、川崎市の食育の取組の中で、学校内だけではなくて、地域の方とか、委員がおっしゃられたような学校関係者以外との連携した取組事例については報告するという事になっております。今ポツポツ学校からいただいているところです。次回の委員会には間に合いませんが、まとまった後であれば御報告できると思います。

【高橋委員】

市民活動なんかもちよっと自分もやっていて、そういった市民活動団体とかも結構食育やられていて、なんかとてもいいなというようなのも、自分の周りにもあるので、もうちょっと広い視野で伺えたらと思いますのでお願いします。

【峪委員長】

今のは、例えば、小学校の資料の 18 ページを開いてもらおうと、全体計画の⑧の各教科、総合的な学習の時間、先ほどの新城小の枝豆は、総合的な学習です。枝豆は少ししか作ってないんです。到底それは、子どもらが様々な事をできるほどの量は採れない。だけど、それをきっかけにして、総合学習ですから、それから調べ学習に発展をして、大豆がどれほどの需要能力があるかとか、あるいはどのような料理に変化していくかとか、じゃあやってみようとか、おいしかったねとか、そういうふうになっていくわけですね。⑧に当たりますね。あるいは⑩の地場産業、そういうものにもなっていくという、この辺に関係があるんじゃないでしょうかね。

【高橋委員】

是非お願いします。

【峪委員長】

他にはどうですか。

【中本委員】

食育の指導の計画が両方に書かれてますけども、小学校、中学校。栄養教諭が小学校にもいますよね。この方たちは、この指導の中に、ダイレクトに関わっていく活動をなさるんですか。

【健康教育課担当課長】

そうですね。栄養教諭以外にも今、学校に栄養職員がおります。栄養職員も授業は行っておりますけれども、栄養教諭の役割の中で、自分の学校だけではなくて、例えば中学校に行って、いわゆる地域の連携という中にも中学校は入っています。もう一つ、自分の学校以外にもそういうところに指導するというようなことは位置づけというんでしょうか、そんなこととなっています。

【中本委員】

調査の結果なんかみると、食育の取組ですごく深く家庭や地域との関わり合う様子を感じますが、教員がそれに携わっていくとなると、莫大な活動が必要になる心配を感じます。そのすみ分けというか、例えば栄養教諭はどう関わるのか、地域は何をするのかという、

一つはっきりした住み分けを作っておいてほしいです。本当にこれをやってることは素晴らしいことなんですが、なんとなくやってるけど結果が出ないみたいな形にならない仕組みが必要かも知れませんね。もちろん考えてらっしゃると思いますけど、できれば教員の仕事がいっぱいになってくるとちょっとかわいそうかなという気がするんですけど。

【健康教育課課長補佐】

今回、学習指導要領の中にも、食育というのが明記されて、各教科の中で関連づけてできるところを示してあるんですね。委員がおっしゃったように、教員が新たに何かをやっていかなきゃいけないのかということではなくて、今までも例えば中学校だったら技術家庭科の家庭科の授業の中で、食物について取り扱っているところでは、授業はちゃんと学習のねらいに沿ってやらなければいけないというのがありますので、そこに一つ、食のねらいを足していただくという授業を行ってもらうことで進めていければと考えます。食育の視点をちょっと一つ入れていただくと、子どもたちに興味関心を抱いてもらえるということができないのではないかと示させていただいています。基本、学校全体で取り組んでくださいということで、教員だからとか栄養教諭だからではなくて、全職員で子どもたちへアピールしてくださいということをお願いしています。新たにということはやっぱり難しいと思うんですが、今までやってきたところに、例えば郷土食を取り扱う場面があれば地域のことを考えてみるみたいなことを一言加えていただくと進めていくというようなことで、子どもたちに地域のことを知ってもらうきっかけを作る形で進めていただければと考えています。新たにというよりも、今までやってきた積上げの中で、一つ食育のねらいを、新しい芽をつけてくださいねということでやっていただく。中学校でも、先ほど事例があったらというお話がありましたが、食育ということで取り組んでいただいていますので、大きな負担ということはないと思います。ただ、全体計画を作ってくださいとか、年間指導計画を作ってくださいということは新たなことなので、それを作り上げるまでは、先生方も苦勞されるかなとは思いますが。

【中本委員】

さっき高橋委員がおっしゃったみたいな、僕らも長十郎梨っていう梨で、総合で取り組んで、学校の給食に出すということもやっていますが、今それぞれの学校で取り組んでいる総合学習のテーマや内容をリサーチして、それを栄養教諭を中心にして食育に生かしたらどうかと思います。すごく素敵な総合をやってる学校もたくさんあるので、その辺の調査をしていただいて、逆に教師の負担にならないような、学習が地域や食育とうまく繋がるような、その辺もまた考えていただきながら進めてください。

【中村委員】

学習状況調査のデータが載ってるんですが、これは小学校5年生、中学校2年生と大体

毎年やっけていただいているので、私たちがちょっと見せていただいているわけですけど、食に関しての、特に朝食の欠食とかということに関しては、一番本当に低学年ほど課題なんだろうと思うんですね。もっと言えば、もっと前の幼児の時ということで、発達に関わるという報告があつて、こういう食育なども盛んに行われるようになったというふうに、私は自分の中で記憶しています。そういうことも考えたら、やっぱり生活習慣もそうですし、やはりその子どもたちが集中できなかったりとかつていう学習上の課題というの、ひょつとしたらそういう中であつて、本来のその子の能力が育っていないとか、育ちが遅いのかもしれないということもあると思うので、学習状況調査のデータはずつと継続的に見ていけるのでいいと思うんですけども、どこかで低学年がどうなつているのかというのを、ちょっと掴んでいただけるとありがたいかなと思います。もしそういう調査が可能な状況になつて、できたとしたら、PTA の皆さんに発信していくべき大きなデータになるのかなと思います。

【峪委員長】

それでは、承認ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 4 平成25年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について

【峪委員長】

教職員課担当課長お願いいたします。

【教職員課担当課長】

それでは、報告事項 No.4「平成25年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」御報告させていただきます。今年度実施の教員採用候補者選考試験の応募人数は、小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭、合計で、1,540人となりました。校種別の応募人数ですが、資料 No. 1 を見ていただきたいと思います。小学校は、応募人数が 858 人となつていまして、昨年度と比べ 20 人の減、応募倍率は 4.8 倍となりました。中学校は、応募人数が 549 人となり、昨年度と比べ 83 人の減、応募倍率は 7.3 倍となりました。特別支援学校につきましては、応募人数が 59 人、昨年度と比べ 12 人の増、倍率は 3.9 倍となりました。養護教諭につきましては、応募人数が 74 名、昨年と比べ 15 人の減、倍率は 7.4 倍となりました。大学推薦につきましては、前年度の受験実績に基づいて、推薦を受け付けておりますが、今年度につきましては、小学校は 88 の対象大学から 58 人の推薦、中学校

数学は5つの大学から3人、中学校理科は21の大学から6人の推薦がありました。地方会場についてですけど、小学校一般選考応募者のうち、東北会場は昨年度より10人の減の32人、九州会場は、昨年度より18人増の59人となっております。中学校の理科・数学、大学推薦も含めて、すべて合わせますと、東北会場の受験者が39人、九州会場が70人となりました。次に、試験日程でございますが、第1次試験は7月14日の日曜日に実施します。会場は、川崎市立橋高等学校、商業高等学校の市内2会場に加えて、市外会場として、盛岡大学と熊本大学において実施いたします。第1次試験の合格発表は7月下旬を予定してございます。第2次試験は、8月13日に実技試験を行い、8月14日から面接試験を実施いたします。第2次試験の合格発表は10月中旬を予定しております。なお、昨年もお願いをいたしました。今年度も教育委員の皆様、第2次試験におきまして面接官をお願いいたしたいと思います。今年度につきましても、「中学校」の面接をお願いいたします。「中学校」の面接日程につきましては、8月26日（月）から9月17日（火）までを予定しております。予定をお伺いする文書を配付させていただき、御依頼する日を後日連絡させていただきたいと思っております。2枚目の資料のほうは、過去5年間の応募者、受験者のデータとなっております。倍率のほうは、応募倍率ではなく実際受験した実質倍率に変更になっております。以上で、報告事項No.4の報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

御質問ございますか。よろしいですか。

【高橋委員】

昨年度、応募者数がかかなり全体的に減っていますが、何か理由というのはあるんですか。

【教職員課担当課長】

担当者としては、少しでも応募の数が増えるというスタンスでやってるんですけど、実際には、現在の東京都とか神奈川県、県内の他の市においても、ホームページ上で応募数を公表してるんですけど、東京都それから神奈川県、県内のすべての市で、中学校が減少傾向にあるんですね。特に減ってると感じるのは、英語の応募者数がちょっと目立ってしまっていて、これについては社会状況なんかも考えられると思いますので、今後見ていかないと。実際の受験数なんかも見ていかないとわからないと思うんですけど、今のところは中学校において減少傾向、小学校においても、横浜はちょっと増えたんですけど、川崎以外のところも少し減ってるというのが現状で、小学校のほうも、もしかしたら教員以外の一般の会社のほうの就職を考えているのかなと。今の段階ではそのくらいしかお答えできません。

【高橋委員】

今、御回答いただいたのに追加して教えていただきたいんですけど、全体的に減ってる中でも、中学校の英語がさらに減っている、数字を見ててもやっぱりちょっと目立つんですけども、これは今、社会的な背景というような御説明かと思いますが、例えばどういう。

【教職員課担当課長】

英語の免許を持ってる方なんで、教員以外の他の仕事を希望してるのかなと。他のところで 240 名ぐらい、英語の希望が減ったところがあるんですよ。それだけ減るということは、何かやっぱり色んな、その数が他に移ったというより、社会的な影響が考えられるのかなと、今のところは。

【高橋委員】

英語を使う教員以外のところに、という意味ってことですか。予想しているということですか。

【峪委員長】

憶測でしょ。

【教職員課担当課長】

はい。まだそれは。

【中村委員】

やっぱり社会状況の変化って必ず反映されると思うので、社会の全体の就職状況がいいという方向になると、なんか減っちゃうということが、今までもあったような気がするんですよ。逆に、受けてくださる方は、絶対教員になりたいという希望を持ってる方だというふうに、希望を持っていきたいなと思いますけど、ちょっと気になるのは、例えば募集人員の書き方ですよ。募集人数の書き方を例えば去年よりも減って書いているところが結構ありますよね。理科もそうだし、社会とか数学も、24年度は 10 名程度となっていて、受ける側からすると、10 人ぐらい採ってくれるのかなと思うので、例えば学校側の、大学生をどこかの教員にしたいと思ってる先生方等、受験者サイドからすると、じゃどこ狙えみたいな、そういうこともやってるんじゃないのかなって思うんですよ。今日は吉崎委員がいないので直接聞けないですけど。そうするとやっぱり何名と書かれているこれが、どっちを選ぶかとかいう時に影響することがあるような気がするんですよ。どっちを選ぶか。その辺で、少し違いが出てくるのかなっていうふうには思います。全体的に減ってる中身の、理科もそうですね、その辺も何人採れるかって一応、目標とするところは 10 名、いい人がいれば 10 名採りたいなっていう方向性だったら、やっぱり 10 って書くとか。5 ~ 10 っていうものすごく曖昧な感じで、取り方によっては、5 が確実な線なのかなって。一応

私も、教職の免許を取る子たちを教えるので、やっぱりどうしても行きたいっていうんだったら、そういう動向を見ながら受けなさいみたいなことを言ったりすることもあるので、その辺も、出し方もあるかなっていうのは感じます。

【峪委員長】

他にはどうですか。

【中本委員】

いいですか。新卒者だけじゃなく、転職して教員になりたいという人も、毎年いらっしゃいますけど、増えてるんですかね、それとも変わらずですか。そういう人がたくさん川崎市の教員を目指してくれると嬉しいなと思っています。川崎市の募集キャラクターとして、何か一つ、俺はやっぱり教師やりたいと途中で思った人たちが、チャレンジしやすいような仕組があるとか、もしくは、何回かお話しましたが、パンフレットの中で、そういう転職を実際に行い生き生きと教師として再スタートした人たちが取材されてるとか。僕が知っているそういう人たちっていうのは、本当に熱意があって、子どもらとの関係の作り方も、やっぱり俺は教員の夢捨てられないっていう情熱を感じます。教員採用試験の面接の時でも、気合だけでくるすごい年配の方とかね、もう心が動いちゃって。それが採用できるかできないかっていうのは僕の判断だけでは決められないんですけど。ただ、川崎の教育は、そういう社会での実践キャリアをととても大切にする教育委員会なんだ、っていうのは大切なような気がするんですよ。新卒もいいんですけど、そういう現場の教員たちの熱意を感じてしまうと、やっぱり俺は教育をやりたいという人は、東京、横浜じゃなくて、なるんだったら川崎だというふうに思えるといいですね。僕も教員に転職したいと思う瞬間が時々あるんですけどね。いやいや、実際はやらないですけど大変すぎて。僕はいい瞬間しか見てないですから。川崎の募集には、生きた職場があるぞっていうね、そういうキラキラ感を今後ちょっと考えていただけたら嬉しいです。

【中村委員】

中本委員と違う切り口から考えても、新卒の学生さんが大学を選ぶとかいろいろ進路を選ぶ時に、本当に自分の適性がわかって選んでるかどうかっていうのは、ちょっとわからないところもあるんですよ。思春期の子なので、親からすごくいいからとあんまり言われると、逆にそれを拒否するというような反応も多々あるので、自分もそうでしたけど。一回外に出てみた時に、自分で気がつくこともあるし、他からの影響で気がつくこともあるので、必ずしも新卒の時の方向性、大学入る時の方向性と言ってもいいと思うんですけど、本当に適性にあって選んでるのかどうかわかんなくて、我々が欲しいなと思う人材が、もしかしたら一番始めのその入口のところに来てないかもしれないということを考えると、恐らく中本委員がおっしゃったような方々というのは、進路を選択する上での環境である

とか、いろいろそういうものが、どのような形で進んだかということも含めてですね、たまたま教員の方向性になかったというだけで、実は潜在能力としては非常に教員としての資質が高いっていう人もいると思うんで、できればそういう方に活躍していただけるような教育現場であったらいいなと思います。吉崎委員が欠席なので、何かの機会の時に、新卒の割合がどうのという話に関しても、また議論する場を作っていただけるとありがたいと思うのですが。

【教育長】

一つ、社会人の方にも大変熱意をお持ちで、一度は教員を志したんだけど、違う道に行ったけども、もう一回ですね、やはりその夢が捨てきれないということで、また教員を応募される方もいらっしゃいますし、そういう中で現場で活躍される方もいらっしゃいますよね。また一方で、新卒の方の中でも、生まれながらの教員のような適性を最初から発揮されてるような方もありますので、その辺りはやはり、子どもたちにとって優れた人材を幅広い視点から集めていきたいなと思ってますね。あと、今年いろいろ募集案内も考えたようなんですけども、単に人を集めるというだけではなくて、やはり川崎市はこういう教育をしていきたいんだと、そのことを強く訴えて、それに共感してもらった人を是非とも集めたいという、そんな思いで募集案内を作ったという話ですので、是非その辺がうまく伝わっていくといいなと思ってます。

【中村委員】

そういう意味では、地方の受験者がよくいらっしゃるっていうのは、そういう多様な地域で育たれた方がくるといいなって思いますね。

【高橋委員】

これからたぶんウォッチがすごく大事だと思っています、もうやられてると思いますが。私、今回の採用のパンフレットとかすごい共感するところがたくさんありました。昨年度面接に初めて参加させていただいて、地方から来られた方とかから、夢教育の話が出てたんですよ。志望の動機は、みたいなことをやっぱ聞くことから、それってやっぱちゃんと伝わったのかなというのを、去年の面接ではすごく感じていたので、そういうのに連動しているような、何か感じられるようなパンフレットだったなと自分なりに解釈をしているので、例えば次の面接の時とかに、面接官はバラバラだから、そういったとちよっと聞いてもらおうとか。それで次に繋がるような、工夫されたことが伝わって、その人たちが来られてるのか。全国的に減っていて、社会的傾向からなると、これは続く可能性もありますので、そういうウォッチもちょっとプラスでさらに、やられてるとは思うんですけど、集約するというのも、次へ繋がるものではないかなと思って、是非やっていただけたらと思います。

【教職員課担当課長】

今年度、昨年度やらなかったことで、新たにやるのが、7月16日に面接技法の研修を午前・午後に分けてやろうと計画しているので、いろんなところでそういう面接官とかのほうも、技量をアップさせていきたいと考えております。

【峪委員長】

委員の皆さんから、様々、熱い話も今日は出ましたので、ありがとうございました。それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

総務部担当課長、生涯学習推進課長お願いいたします。

【総務部担当課長】

それでは、報告事項 No.5-1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明いたします。資料を御覧ください。「川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」の内容になります。現在、学校運営協議会を設置している学校は8校ございます。平成25年3月27日に教育委員会の議決を経て、平成25年4月1日付けで再指定及び委員の委嘱・任命を行ったところでございます。また、学校運営協議会委員についてでございますが、委員数は16名以下となっており、学校関係者、保護者、地域関係者、学識経験者、公募委員を主体として構成されております。

次に、教育長の臨時代理における川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱について御説明いたします。恐れ入りますが、1枚おめくりいただいて、別紙1の「中野島中学校学校運営協議会委員委変更一覧」を御覧ください。中野島中学校学校運営協議会では、平成25年4月1日付けで、16名の委嘱・任命を行いました。その後4月10日付けで3名の変更を行い、現在一覧の右側に記載されております16名の委員で構成されております。今回、新たに左側に記載がございます1名の変更の報告があり、6月10日付けで教育長の臨時代理による委嘱を行いました。また、教育長の臨時代理による委嘱を行った理由でございますが、平成25年5月28日に開催された教育委員会の時点で中野島中学校からの委員変更についての報告が間に合わなかったため、6月11日に開催されました中野島中学校の第1回

の学校運営協議会に間に合わせるため、臨時代理を行いました。以上をもちまして、報告事項 No.5-1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を終了させていただきます。

【生涯学習推進課長】

続きまして、報告事項 No.5-2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、青少年教育施設における運営協議会委員の委嘱等について御説明申し上げます。青少年教育施設における運営協議会委員の委嘱等については、こども本部に補助執行しておりますが、前回の教育委員会に御報告した際、まだ決定していなかった委員のうち、市民公募と学識経験者の委員について、教育長の臨時代理において決定させていただきましたので、御報告させていただきます。臨時代理をした理由でございますが、前回5月の定例会までに、こども本部長より委員の報告が間に合わなかったため、御審議をいただくことができなかったことによるものでございます。なお、別添報告事項 No.5-2 資料として、今回の委員の委嘱等に関する関連法規をまとめておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは、報告事項 No.5-2「川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会委員の委嘱について」を御覧ください。表の左から選出区分、委嘱する者の氏名、現職を記載してございます。このたびは、選出区分3号の市民委員について、新たに選考を行いまして、資料のとおり2名の委員を決定いたしました。委嘱期間につきましては、平成25年6月1日から他の委員と同様に平成27年4月30日といたします。続きまして、1枚おめくりいただきまして、「川崎市青少年の家運営協議会委員の委嘱及び解嘱について」御覧ください。このたびは、選出区分4号委員のうち、小酒井英一氏より委員を辞職したい旨の申し出がございましたので、新たに資料のとおり遠藤久恵氏を任命したものでございます。任期につきましては、平成25年6月1日より平成26年4月30日とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは、この二つについて、御意見等ありますか。

【中村委員】

黒川のほうの欠員のままになってるところは、埋めなくてもいいからということですか。

【生涯学習推進課長】

いえ、こちらにつきましては、後ほど御審議をお願いさせていただくことになっております。

【中村委員】

はい、わかりました。

【峪委員長】

それでは、いずれの報告も承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

10 議事事項 I

議案第17号 平成26年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第18号 平成26年度川崎市立養護学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第19号 平成26年度川崎市立田島養護学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第20号 平成26年度川崎市立田島養護学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第21号 平成26年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

【峪委員長】

議案第17号から議案第21号につきましては、いずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）が議題となっていますので、議案5件一括して審査したいと思いますですが、御異議ございますでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、議案5件を一括して審査いたします。指導課担当課長お願いいたします。

【指導課担当課長】

はじめに、資料を御覧ください。川崎市立の特別支援学校は、3校ございます。川崎区に田島養護学校、この学校は来年4月からは高等部と小中学部に分かれて教育が行われま

す。中原区に聾学校、高津区に養護学校がございます。また、平成 23 年度から養護学校の高等部の分教室が聾学校の校舎内に開設されました。田島養護学校は平成 26 年度から知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せ持つ特別支援学校となります。養護学校は知的障害教育部門の特別支援学校でございます。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校でございます。

次に、議案第 17 号を御覧ください。「平成 26 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。1 の志願資格についてでございますが、(1) 前期入学者選抜の志願資格を有する者は、以下のアからオの全てに該当する者としてします。本人及び保護者が市内に居住し、中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者となります。さらに、知的発達遅滞の程度が、次の（ア）（イ）のいずれかに該当する者となります。さらに、オを御覧下さい。特別支援学校への志願資格を確認するための相談を済ませた者を志願資格者といたします。後期入学者選抜の志願資格を有する者は、アからウの全てに該当する者としてします。次のページの 2 の募集人数につきましては、別に定めるとありますが、県教育委員会と連携を図りながら、今後、特別支援学校中学部 3 年生及び市内に居住する中学校 3 年生のうち、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する生徒数を把握した上で、県立特別支援学校と連携し、希望生徒数を受け入れられるように募集人数を定めてまいりますので、現在は未定ですが、定まり次第、報告させていただきます。3 の募集期間及び受付時間、4 の志願手続は御覧のとおりでございます。また、5 の併願の禁止についてでございますが、併願を禁止し、県立特別支援学校を含めて志願する学校は 1 校といたします。6 の志願変更についてですが、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し認めるとしてします。7 の選抜の日時及び場所につきましては、前期選抜は、平成 25 年 12 月 5 日（木）、募集人数に満たない場合は後期選抜として、平成 26 年 1 月 23 日（木）に志願した特別支援学校にて実施いたします。次のページの 8 の選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。9 の選抜結果の通知及び通知の日時についてですが、前期は、平成 25 年 12 月 12 日（木）に、後期は、平成 26 年 1 月 30 日（木）に行います。10 の入学の許可と 11 の入学の手続きは御覧のとおりでございます。別表につきましては、特別支援学校高等部の知的障害教育部門の指定地域等でございます。指定地域と調整地域につきましては、そこに居住している生徒が応募の対象となりますが、もし、募集人数を越えた応募があった場合、抽選をして入学者を決める時に、指定地域の方が優先されるものでございます。来年度の川崎市立田島養護学校の再編整備に合わせて、平成 27 年度より幸区は、川崎市立養護学校の指定地域から外れます。平成 26 年度は移行期間として、調整地域とさせていただきます。また、川崎市立養護学校につきましては、指定地域の変更の移行措置として、平成 28 年度まで幸区在住の川崎市立養護学校中学部からの内部進学者は、指定地域と同じ扱いとし優先させていただきます。

続きまして、議案第 18 号を御覧ください。「平成 26 年度川崎市立養護学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。はじめに、川崎市立養護学校高等部の分教室について少し御説明させていただきます。分教室は、川崎市立豊学校内に平成 23 年度に開設され、現在 1 年生 16 名、2 年生 14 名、3 年生 13 名が通っております。分教室では、地域や時代のニーズに合った実践的な職業教育を中心とし、社会人として自律した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に教育を実施しております。1 の志願資格を御覧ください。前期入学選抜の志願資格を有する者は、アからカの全てに該当する者といたします。ウを御覧ください。軽度の知的障害等がある者とし、療育手帳 B 2 程度を取得できる程度の者としております。さらに、エでは、企業就労をめざし、集団学習や自力での通学が可能である者としております。後期入学選抜の志願資格を有する者は、以下のアからウのすべてに該当する者といたします。この志願資格につきましては、特別支援学校で行われる志願相談の中で確認してまいります。2 の指定地域と募集人数につきましては、川崎市全域を指定地域とし、12 名程度を募集人数といたします。例年志願者が多いため、県との相談を経て、募集人数を確定し、昨年度は募集人数を 16 名といたしました。今年度も、決まり次第報告させていただきます。3 の募集期間及び受付時間、次のページの 4 の志願手続き、5 の併願の禁止、6 の志願変更につきましては御覧のとおりでございます。7 の選抜の日時及び場所は、前期選抜は平成 25 年 12 月 5 日（木）、募集人数に満たない場合は後期選抜として平成 26 年 1 月 23 日（木）に川崎市立豊学校内にございます川崎市立養護学校分教室にて、実施いたします。8 の選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。分教室は、企業就労等による職業自立を目指して、生徒の持てる可能性を最大限伸ばせるよう生きる力の育成と共に職業教育を中心とした教育課程を設定しておりますので、その教育課程の履修が可能な生徒であるかどうかを判断するための内容となっております。なお、不合格となった者につきましては、県立と市立の特別支援学校とその分教室のうち募集人数に満たない学校において後期選抜を受けることが可能となっております。次のページの 9 の選抜結果の通知及び通知の日時、10 の入学の許可、11 の入学の手続きは御覧のとおりでございます。

続きまして議案第 19 号を御覧ください。「平成 26 年度川崎市立田島養護学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。平成 26 年度から川崎市立田島養護学校は再編整備により、今までの知的障害教育部門に加え、新たに肢体不自由教育部門が設置されます。そのため、本要綱を定めさせていただきます。1 の志願資格についてでございますが、以下の（1）から（2）に該当する者と（3）のア又はイのいずれかに該当する者とします。アでは、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者、イでは、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察を必要とする程度の者としております。2 の指定地域と募集人数を御覧ください。指定地域につき

ましては、川崎区と幸区の一部となっております。幸区につきましては、県立中原養護学校と通学地域を調整しております。募集人数につきましては、定まり次第、教育委員会へ報告させていただきます。次に3の募集期間及び受付時間、4の志願手続、次のページの5の併願の禁止、6の志願変更は御覧のとおりでございます。7の選抜の日時及び場所、8の選抜の内容につきましては、平成25年12月5日（木）に学力検査、体力検査、体幹・上肢・下肢等の運動機能の検査、面接等から実施いたします。9の選抜結果の通知及び通知の日時についてですが、平成25年12月12日（木）に行います。10の入学の許可と11の入学の手続きは御覧のとおりでございます。

続きまして議案第20号を御覧ください。「平成26年度川崎市立田島養護学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要項（案）について」御説明いたします。訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が、自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。1の志願資格につきましては、（3）にあるように重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して、医療若しくは生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。2の指定地域は川崎区と幸区の一部としており、募集人数は、若干名の募集としております。3の募集期間及び受付時間、次のページの4の志願手続、5の併願の禁止、6の志願変更は御覧のとおりでございます。7の選抜日時及び場所は、平成25年12月5日（木）に行い、学校へ来校することも難しい場合も想定されますので、校長が指定する場所といたします。さらに、体調等でやむを得ない事情が生じたときは、学校長が別に指定する日時へ変更することができるとしております。8の選抜内容、9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きは、御覧のとおりでございます。

続きまして、議案第21号を御覧下さい。「平成26年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」御説明いたします。はじめに幼稚部でございますが、1の志願資格は、平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者で、原則とし本人及び保護者が市内在住の者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者となっております。（2）におきまして原則としてという表現を使いましたのは、聾学校は、県内に4校しかいないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く横浜市立ろう特別支援学校へ通うのが困難な者が入学する場合があるためでございます。又、逆に本市の聴覚障害幼児が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚盲学校に入学する児童生徒もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているためでございます。2の募集人数は、3歳児5人でございます。3の募集期間及び受付時間、4の志願手続、5の併願の禁止は、御覧のとおりでございます。6の選抜の日及び場所につきましては平成26年1月23日（木）に聾学校で行います。次のページの7の選抜の内容につきましては、健康診断、総合観察、面接等から実施いたします。8の選抜結

果の通知及び通知の日時、9の入学の許可、10の入学の手続きにつきましては御覧のとおりでございます。次に、高等部でございますが、1の志願資格につきましては、原則として市内に居住し、中学校や中等教育課程前記課程若しくは特別支援学校中学部を修了又は本年度末に修了見込みの者の中で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器の使用によっても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度の者となっております。2の募集人数は、表のとおり普通科8人、ライフクリエイト科8人でございます。次のページの3の募集期間及び受付時間、4の志願手続き、5の併願の禁止は御覧のとおりでございます。6の選抜の日時及び場所は、平成26年1月23日（木）に聾学校で行います。7の選抜の内容は、学力検査と面接等から実施いたします。8の選抜結果の通知及び通知の日時、9の入学の許可、10の入学の手続きにつきましては、御覧のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

【峪委員長】

いかがでしょうか。

【高橋委員】

質問が大きく二つあります。まず21号の聾学校の募集で、小学部と中学部がない理由を教えてくださいのと、それ以外のところ全般で、基本的なところですが、手帳の取得というのは募集の選抜の条件で原則としてされているんですかね。そこを先に二つ確認させてください。

【指導課担当課長】

一点目でございますが、聾学校に限らず養護学校のほうも、小学部と中学部はこの要綱ございません。義務教育ですので、要綱を定めずに、希望される方を受け入れることになっております。この要綱を定めるのは義務教育以外の幼稚部と高等部のみでございます。二点目の御質問ですが、養護学校のところの議案第17号の1ページ目のところの志願資格のところを御覧ください。前期入学者選抜のウのところ、「知的発達の遅滞の程度が」というふうな表現がございます。必ずしも手帳がないと入れないということではなくて、この知的障害の遅滞の程度を医師の診断等で確認できる場合は、手帳がなくてもこの志願資格に該当するというふうになっています。

【高橋委員】

ちょっとそれで御質問したいんですけども、基本的に募集人数が別に定めるというふうになっていて、人数が明確化されていないことと並行して、川崎市は特別支援学級を小中学校に全校設置していますよね。要は、全校で設置された彼らの中学校を卒業した後の行

き先なんですけれども、まず、非常に傾向としてはたぶん増えていると。色んなところで数字が出ていて、通常級にもそういった課題が出てきそうだなという方が、文科省の数値を出してきていて、6.5でしたっけね、全国平均が。そういった中で、手帳の取得は必須ではないよといってる。こういう背景もあって、非常にその人数の増加が見込まれていると思います。現在も年々増加をしていると思うんですけども、その辺で数を別途定めるとなっていて、川崎は特に難しいのは、川崎市の中に、ここに書いていない県立が、鶴見まで入れると4つありますよね、高津、中原、麻生、鶴見。ここの兼ね合い、どういうふう調整しながら、来年以降の、特別支援学級卒の方の対応をする準備をされているのかなってというのは、別途定めるになってるので、ちょっとその辺の補足をいただきたいんですけども。

【指導課担当課長】

特別支援学校の高等部の、特に知的障害の募集人数につきましては、高橋委員がおっしゃったように、年々応募者の数が増えておりますので、県の教育委員会と連携しながら、希望者人数を調査しまして、その中で何人かは途中から、高校に進路希望が変わったりとか、サポート校に進路希望が変わる方もいるんですが、最終的に特別支援学校を希望する方が、どこかの特別支援学校に合格できるように、募集人数を調整して決めているんです。ですので、今の段階で何人ということは決められずに、その調整を経て、希望される方が全員受けられるような募集人数を各学校で調整してる、決めていこうというふうになっております。

【高橋委員】

これはある程度傾向を可視化しないと、本当に学校が足りない状況になってると思います。行き場が適正かどうかということも含めて、たぶん、昔の特別支援学校よりかは、もっと地域にという部分も恐らく後押ししながら、その先の行き場で、高等部の受入れのキャパというものが、お子さんの状態も昔よりかは多様化、幅が広がっていった傾向にあって、県立では特に分教室が増えていったと思うんですけども、こういう傾向をもうちょっと、結果でもいいので、数値的な可視化をしてほしいと思います。どういうふうに分教室が増えていって、市立と県立と話し合って、結果はそうなるんですけども、市内の学校の話なので、じゃあどうしてそっちに行ったのかとか、そういう数字なのかを、補足を見ながら、未来を考えないと、もうどんどん分教室を増やしていかざるを得ない状況に、今あると思うんですよ。一方で、川崎と横浜の間、境目みたいなところにある、県立ですけど市内にある麻生養護学校や高津養護学校というのは、横浜からもたくさん来ていて、そういう状況が今、ちょっと正確な数字はわからないですけど、全体半々ぐらいだと聞きますが、そういう状況でも、ものすごく入り組んじゃってるわけですよ。現実の課題を把握して、この別途定めるだけですと、この段階では難しいのかもしれないです

けど、例えば傾向を知りながら未来を、募集要綱も考えないと、本当に志願資格がいいのかどうかとか、そういうところももしかしたら考える必要があるんじゃないかなという気がしていますので、来年度以降はそういう過去がどうだったかとか、結果、県と調整してどうなりましたとか示して欲しいです。この中の一部には、前期後期という募集の時期があるのとないのとあると思うんですけども、大体前期で落ちてしまったら、後期、結構遠いところに行かれてる方なんかもある、結局は第一志望ではなかなか色んな事情から入れなくて、もう行く場がないので、ちょっと遠いところに行かざるを得ない、という状況にもなっているということも聞きますので、もうちょっと、結果でもいいんですけども、来年以降は見せていただきたいなど。

【指導課担当課長】

増加の傾向に関しては、県と市で連携しながら、おっしゃっていただいたような分教室を県は設置していただいていますし、川崎市としても、御説明したような聾学校内に分教室を設置して、その定員を拡充しながら対応してまいりました。来年度に関しては、田島養護学校が再編整備されますので、先ほど説明したように幸区を田島養護学校のエリアにというふうな形で、広げていくことで対応していくような体制をとるようにしております。次回の時には、御指摘いただいたような情報も提供しながら、御説明させていただきたいと思えます。

【峪委員長】

是非よろしく願いいたします。それでは、他に御質問等がないようですので、採決に入りたいと思えます。採決は一つ一つ行います。議案第 17 号について、原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に議案第 18 号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に議案第 19 号について、原案のとおり可決

してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に議案第 20 号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。次に議案第 21 号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第 6 条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

1 1 議事事項Ⅱ

議案第 2 2 号 青少年教育施設における運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

生涯学習推進課長お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

議案第 22 号「青少年教育施設における運営協議会委員の委嘱等について」御説明申し上

げます。青少年教育施設における運営審議会委員の委嘱等につきましては、先ほど教育長の臨時代理により決定した委員については、御報告をさせていただきました。本議案は、その後、6月に入りまして推薦団体より報告がございました、選出区分2号委員についてお諮りさせていただきたいと思っております。なお、このたびの運営協議会委員の委嘱等に関する関連法規につきましては、先ほどの報告事項資料にございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

それでは、議案第22号「川崎市黒川青少年野外活動センター運営協議会委員の委嘱について」を御覧ください。表の左から選出区分、このたび委嘱する者の氏名、現職を記載してございます。右側の欄には、現在の委員名を記載してございます。このたびは、議案書のとおり選出区分2号委員のうち、川崎市PTA連絡協議会委員から委員の推薦がございましたので、お諮りするものでございます。委嘱期間といたしましては、平成25年7月1日から他の委員と同様に平成27年4月30日といたします。続きまして、1枚おめくりいただきまして、「川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について」を御覧ください。このたびは、議案書のとおり、選出区分2号委員のうち、川崎市PTA連絡協議会から委員の推薦がございましたので、お諮りするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【峪委員長】

御質問ございますか。ないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

議案第23号 平成26年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）について

【峪委員長】

総務部担当課長お願いいたします。

【総務部担当課長】

それでは、議案第23号につきまして、御説明申し上げます。この議案でございますが、今年度実施いたします川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する実施計画の基となる要綱がまとまりましたので、御審議いただくものでございます。なお、この要綱（案）につきましては、本日、参考資料として添付しております、昨年3月の教育委員会で御審議いただいた「入学者決定方針」を基に検討を重ねてまとめたものでございます。

ので、内容といたしましては大きな変更はございませんが、本市といたしまして初めての中高一貫教育校の入学者の募集及び決定を行うこととなりますので、項目に沿って、要点を御説明させていただきます。

それでは、平成 26 年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱（案）を御覧ください。まず、1 の募集定員です。募集定員につきましては、120 名 3 学級分です。次に 2 の志願資格です。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住所を有している者となります。現在市外に居住しており、市内に転居予定の者につきましては、志願資格承認を得ることで志願が可能となります。また、2 の (3) に記していますとおり、外国に居住して現地校に在籍しているなど、志願者の状況として様々な場合がありますが、原則として学齢で整理することといたしました。次に 3 の志願手続についてです。(1) の志願の範囲につきましては、志願の公平性の観点から、他の公立の中高一貫教育校との併願は認めておりません。これにつきましては、神奈川県や横浜市も同じ扱いとしております。(2) の志願の方法といたしましては、簡易書留による郵送とします。(3) の入学選考料につきましては、5 月 14 日の教育委員会で審議していただき、6 月市議会におきまして「川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例」の一部を改正する条例の制定が可決されましたので、その規定に従いまして、徴収させていただきます。なお、参考資料の入学者決定方針には、手数料、() 書きで入学検定料となっておりますが、検討を進める中で、高等学校入学選考に合わせて文言等整理し、「入学選考料」と修正しております。志願手続の受付期間は、年が明けまして平成 26 年 1 月 8 日から 10 日までといたしました。1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目を御覧ください。4 の検査方法についてです。検査は、作文を含む適性検査及び面接といたします。通常受検方法が困難な志願者につきましては、予め必要な手続きを行っていただき、適切な配慮を講じることといたします。5 の検査期日につきましては、平成 26 年 2 月 3 日といたします。神奈川県の中等教育学校では、すでにこの日にちで公表されております。また、横浜市の南高等学校附属中学校におきましても同じ日程と伺っております。続きまして、6 の合否決定及び合格発表期日についてですが、検査の結果及び調査書による総合的な選考により、上位 120 名を決定し、2 月 10 日に発表いたします。これにつきましても、神奈川県、横浜市と同じ日程と伺っております。7 の入学の許可についてです。合格者につきましては、合格通知書を交付いたします。なお、検査等の際、または合格発表の後に不正行為が判明した場合には、入学を許可しない、または入学許可を取り消すことといたします。8 の入学手続については、指定した期日までに必要な手続きを行うこととなりますが、入学者に欠員が生じた場合には、繰上げ合格者を決定することとなります。その方法といたしましては、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が当該者に一人ひとりに対して電話連絡を行い、入学の意思を確認した上で、入学者に充てることとします。以上、要点につきまして御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

【峪委員長】

御質問ございますか。よろしいですか。それでは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

1 2 報告事項Ⅲ

報告事項 No. 6 人事について

教職員課担当課長が説明した。

報告事項 No.6 は承認された。

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No.7 は承認された。

1 3 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれをもちまして終了いたします。